

第10回（令和3年度第2回）小金井市男女平等推進審議会（第9期）

日時：令和3年10月28日（木）

午前9時30分から

場所：市役所本庁舎第1会議室

次 第

1 報告事項

- (1) 第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告（令和2年度）について
- (2) その他

2 議題について

男女共同参画施策の推進について

（配布資料）

資料 小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告
（令和2年度実績）（案）

小金井市第5次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(令和2年度実績) (案)

令和3年●●月

小 金 井 市

はじめに

小金井市では、小金井市第4次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、平成29年3月に「小金井市第5次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、令和2年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

令和3年10月

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1	基本理念	1
2	基本目標	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の性格	3
5	計画の期間	4
6	施策の体系	5

II 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和2年度実績）

1	推進状況調査の概要	6
2	推進状況調査結果の概要	7
3	推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4	推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1)	人権・男女平等の意識改革の推進	10
----------	-----------------	----

施策の方向(2)	男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12
----------	-------------------	----

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1)	教育の場における男女平等教育の推進	14
----------	-------------------	----

施策の方向(2)	生涯を通じた男女平等教育の推進	14
----------	-----------------	----

主要課題 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1)	暴力の未然防止の意識づくり	16
----------	---------------	----

施策の方向(2)	被害者支援の推進	18
----------	----------	----

施策の方向(3)	相談・連携体制の整備・充実	18
----------	---------------	----

主要課題 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1)	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	20
----------	--------------------------------	----

主要課題 5 生涯を通じた心と身体への健康支援

施策の方向(1)	女性のライフステージに応じた健康づくり	22
----------	---------------------	----

施策の方向(2)	性差や年代に応じた心と体の健康づくり	24
----------	--------------------	----

主要課題 6	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	28
施策の方向(2)	自立した生活への支援	28
基本目標 II	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題 1	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	30
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	30
主要課題 2	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	介護等への支援体制の整備	34
施策の方向(3)	男性の家庭・地域活動への参画促進	36
主要課題 3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	38
主要課題 4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	40
基本目標 III	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題 1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	42
主要課題 2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	42
主要課題 3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	市内の男女平等の推進	44
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	44
5	配布・配架等一覧表	46

III 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（令和3年4月1日現在）	52
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和2年度）	54

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

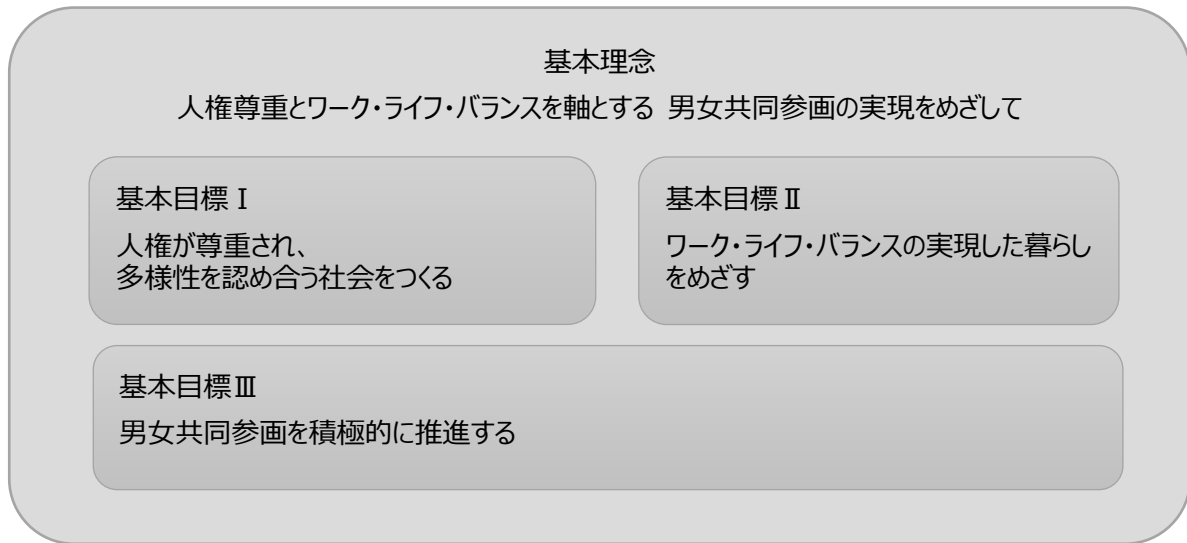
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられることがないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

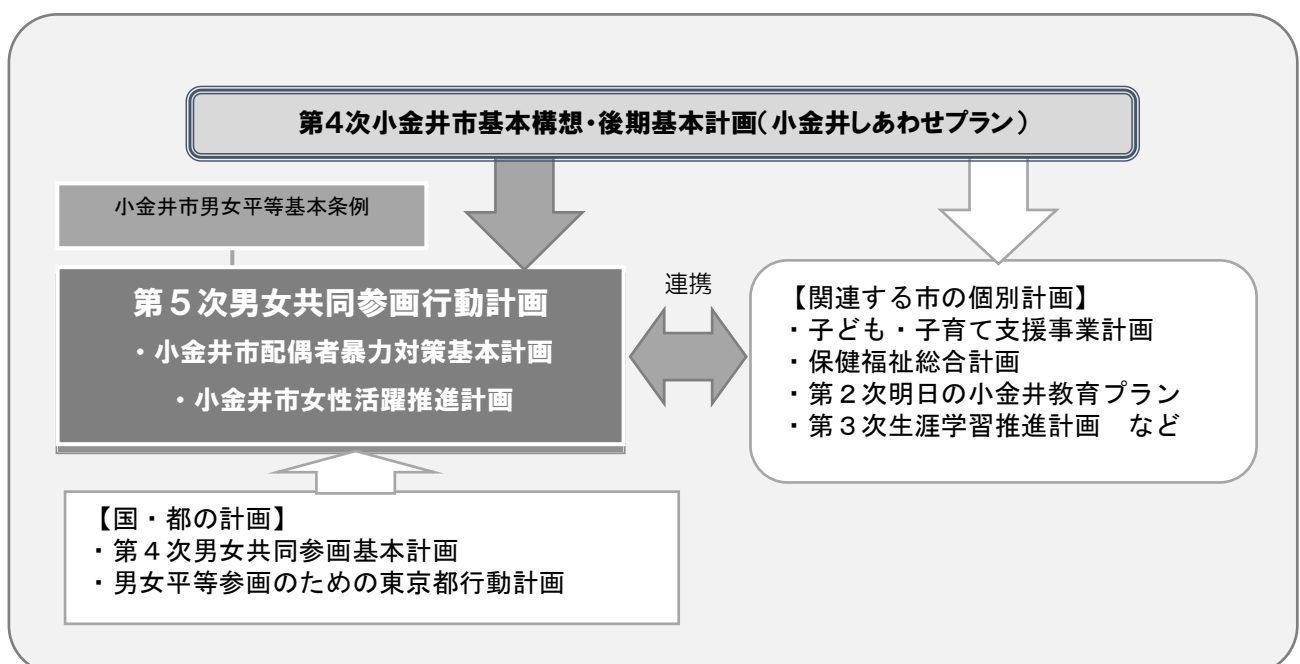
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第4次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

・本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの4年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

（計画の期間）

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第4次男女共同参画行動計画				第5次男女共同参画行動計画			
第4次小金井市基本構想							
前期基本計画			後期基本計画				
				（国）第4次男女共同参画基本計画			
（都）男女平等参画のための東京都行動計画							

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和2年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第5次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する。また、小金井市男女平等基本条例第11条でも、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し、公表するものとしている。

【調査事業】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている109事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（60事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対象課】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている21課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（3課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進
- 自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比
- 男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要


この一覧表は、担当課が令和2年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目 標	事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本 目標 Ⅰ	60事業 【52事業】	99事業 【79事業】	7事業 (8.9%)	43事業 (54.4%)	23事業 (29.1%)	6事業 (7.6%)	24事業 (15%)	14事業 (8.8%)	40事業 (25%)	41事業 (25.6%)	7事業 (4.4%)	34事業 (21.2%)
基本 目標 Ⅱ	35事業 【29事業】	54事業 【42事業】	7事業 (16.6%)	22事業 (52.4%)	12事業 (28.6%)	1事業 (2.4%)	15事業 (17.1%)	19事業 (21.6%)	20事業 (22.7%)	7事業 (8%)	15事業 (17%)	12事業 (13.6%)
基本 目標 Ⅲ	14事業 【14事業】	19事業 【19事業】	2事業 (10.5%)	13事業 (68.4%)	3事業 (15.8%)	1事業 (5.3%)	10事業 (25%)	6事業 (15%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	12事業 (30%)	12事業 (30%)
計	109事業 【91事業】	172事業 【140事業】	16事業 (11.4%)	78事業 (55.7%)	38事業 (27.2%)	8事業 (5.7%)	49事業 (17%)	39事業 (13.6%)	60事業 (20.8%)	48事業 (16.7%)	34事業 (11.8%)	58事業 (20.1%)

※事業数は（上記 a 欄）109 事業ですが、評価対象となる事業数は【 】内の 91 事業です。1 事業に対して複数課が担当課になっている場合を含めると（上記 b 欄）172 事業、評価対象事業は 140 事業あります。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もあります。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記 b 欄の【 】内の評価対象事業数を基に算出しています。（小数点第二位を四捨五入）

※効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった視点を  で示しています。

Ⅲ 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和3年4月1日現在)

I 行政委員会(地方自治法第180条の5)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
教育委員会	4	2	50.0% (50.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
選挙管理委員会	4	1	25.0% (25.0%)	地方自治法第181条
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0% (0.0%)	地方公務員法第7条
監査委員	3	1	33.3% (33.3%)	地方自治法第195条
農業委員会	14	2	14.3% (14.3%)	農業委員会等に関する法律
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3% (33.3%)	地方税法第423条
I 合計	31	7	22.6% (22.6%)	委員会数 6 女性を含む 委員会数 5 割合 83.3%

II 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
指定管理者選定委員会	5	1	20.0% (20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
長期計画審議会	16	7	43.8% (43.8%)	長期計画審議会条例
市民参加推進会議	12	6	50.0% -	市民参加条例
男女平等推進審議会	10	8	80.0% (80.0%)	男女平等基本条例
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0% (40.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	11	2	18.2% (18.2%)	情報公開・個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3% (33.3%)	行政不服審査法 行政不服審査法の施行に関する条例
防災会議	29	8	27.6% (20.7%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1% (9.1%)	消防団運営審議会条例
安全・安心まちづくり協議会	18	4	22.2% (28.6%)	安全・安心まちづくり条例
国民保護協議会	24	4	16.7% (4.2%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例
空家等対策協議会	12	1	8.3% (7.1%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	1	33.3% (33.3%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はげの森美術館運営協議会	6	2	33.3% (33.3%)	はげの森美術館条例
はげの森美術館収集評価委員会	5	0	0.0% (0.0%)	はげの森美術館条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7% (16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	8	3	37.5% (25.0%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	16	7	43.8% (40.0%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0% (0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	3	30.0% (30.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	10	5	50.0% (30.0%)	緑地保全及び緑化推進条例
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0% (40.0%)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
公共下水道事業審議会	7	3	42.9% -	公共下水道事業審議会条例
民生委員推せん会	7	2	28.6% (42.9%)	民生委員法
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0% (50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
地域福祉推進委員会	12	7	58.3% (50.0%)	小金井市地域福祉推進委員会条例
障害支援区分判定審査会	22	8	36.4% (38.1%)	障害者総合支援法、障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	11	8	72.7% (66.7%)	児童発達支援センター条例
介護保険運営協議会	20	6	30.0% (30.0%)	介護福祉条例
市民健康づくり審議会	15	4	26.7% (20.0%)	市民健康づくり審議会条例
食育推進会議	16	10	62.5% (62.5%)	食育基本法、食育推進基本条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
青少年問題協議会	25	11	44.0% (44.0%)	青少年問題協議会条例
児童館運営審議会	10	7	70.0% (70.0%)	児童館条例
子ども・子育て会議	15	9	60.0% (60.0%)	子ども・子育て会議条例
都市計画審議会	19	3	15.8% (15.8%)	都市計画法、都市計画審議会条例
まちづくり委員会	10	0	0.0% (0.0%)	まちづくり条例
交通安全推進協議会	20	2	10.0% (15.0%)	交通安全推進協議会設置条例
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理審議会	10	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例
奨学資金運営委員会	8	2	25.0% (12.5%)	奨学資金支給条例
社会教育委員の会議	9	4	44.4% (50.0%)	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例
市史編さん委員会	7	1	14.3% (14.3%)	市史編さん委員会条例
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例
図書館協議会	10	5	50.0% (60.0%)	図書館協議会条例
公民館運営審議会	10	4	40.0% (40.0%)	公民館条例
公民館企画実行委員	29	8	27.6% (37.9%)	公民館条例
Ⅱ 合計	543	179	33.0% (32.5%)	委員会数 女性を含む 委員会数 割合
				46 41 89.1%

Ⅲ 市長の私的諮問機関(設置要綱などによる委員会等)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会	9	2	22.2% -	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会設置要綱
行財政改革市民会議	10	2	20.0% -	行財政改革市民会議設置要綱
小金井市民交流センター運営協議会	9	3	33.3% (44.4%)	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱
市民協働推進委員会	6	2	33.3% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱
(仮称)小金井市新福祉社会館管理運営計 画策定委員会	9	3	33.3% -	(仮称)小金井市新福祉社会館管理運営計画策定 委員会設置要綱
福祉有償運送運営協議会	7	2	28.6% (14.3%)	福祉有償運送運営協議会設置要綱
地域自立支援協議会	22	12	54.5% (42.9%)	地域自立支援協議会設置要綱
予防接種健康被害調査委員会	6	1	16.7% (16.7%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱
子ども家庭支援センター運営協議会	10	9	90.0% (90.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱
地域公共交通会議	19	1	5.3% (5.3%)	地域公共交通会議設置要綱
在宅医療・介護連携推進会議設置要綱	8	3	37.5% (37.5%)	在宅医療・介護連携推進会議設置要綱
認知症施策事業推進事業	9	5	55.6% (55.6%)	認知症施策事業推進事業設置要綱
生活支援協議体	6	4	66.7% (66.7%)	生活支援事業協議体設置要綱
保育計画策定委員会	13	10	76.9% (66.7%)	保育計画策定委員会設置要綱
都市計画マスタープラン策定委員会	14	4	28.6% (28.6%)	都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱
住宅マスタープラン策定委員会	10	3	30.0% -	小金井市住宅マスタープラン策定委員会設置要綱
東小金井駅北口まちづくり協議会	16	3	18.8% (18.8%)	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱
いじめ防止条例検討委員会	10	3	30.0% (30.0%)	いじめ防止条例検討委員会設置要綱
小金井市学校運営協議会	11	5	45.5% -	小金井市学校運営協議会に関する規則
玉川上水・小金井桜整備活用推進委員 会	4	0	0.0% -	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委 員会設置要綱
放課後子どもプラン運営委員会	19	8	42.1% -	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱
Ⅲ 合計	227	85	37.4% (38.0%)	委員会数 女性を含む 委員会数 割合
				21 20 95.2%

Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) (33.3%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
	801	271		73	66	90.4%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果(令和2年度)

庁内全課(対象42課)に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和2年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は40課で、全体の95.2%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1 令和2年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	40課(95.2%)
ない	2課(4.8%)

■男女いずれかに偏った表現

Q2 男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	36課(90.0%)
B 概ねできている	4課(10.0%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3 男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	37課(92.5%)
B 概ねできている	3課(7.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4 男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	37課(92.5%)
B 概ねできている	3課(7.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女で異なった表現

Q5 男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	37課(92.5%)
B 概ねできている	3課(7.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6 伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	37課(92.5%)
B 概ねできている	3課(7.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

部名	課名	Q1 情報発信の有無		Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課		○	-	-	-	-	-
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		A	A	A	A	A
	市民税課	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○		B	B	B	B	B
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		B	B	B	B	B
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		A	A	A	A	A
	健康課	○		B	B	B	B	B
子ども家庭部	子育て支援課	○		A	A	A	A	A
	保育課	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○		A	A	A	A	A
	建築営繕課		○	-	-	-	-	-
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
会計課		○		A	A	A	A	A
議会事務局		○		A	A	A	A	A
選挙管理委員会事務局		○		A	A	A	A	A
監査委員事務局		○		A	A	A	A	A
農業委員会事務局		○		A	A	A	A	A
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		B	A	A	A	A